

# からしだね通信

2024

7

VOL.61

- 1 巻頭言
- 2~5 日本の国籍を持たない在留外国人の暮らし……  
彼らはどんな「社会サービス」を使えるのでしょうか？
- 6 センター・ワークス報告
- 7 会計報告
- 8 後援会などご協力者さま

## 懐かしい手紙の話

理事長 坂岡 隆司

先日、古い友人K君から、1冊の自著が送られてきました。たたき上げの刑事だった彼が、退職後自らの警察人生を振り返って、後輩に贈る言葉をあれこれ綴った回想録でした。本に添えられた手紙の中で、本には書けなかったがと、彼はこんなエピソードを紹介してくれました。(一部修正あり)

S 県のある小さな町のさびれた温泉街にあるストリップ劇場で、やくざが支配人を傷つける事件があった。その劇場は、支配人の男と内縁の妻の踊り子の2人で経営している小さなものだった。事件の翌日、私(K君)は、調書をとるために彼らの自宅に行った。温泉街から別の町に行く途中の山中の町道をさらに山に登った林の中に、一戸建ての小さな借家が一軒隠れるように建っていた。調書を書いていると、外に自転車が止まり、スタンドを立てる音が聞こえた。玄関をガラッと開けて入って来たのは、地元の県立高校のセーラー服を着た女の子だった。彼女は明るく「こんにちは」と言って、そのまま奥へ入って行った。おとなしく利発そうな子だった。彼らは何故こんなところまで来たのか、何故こんな山の中に隠れるように住んでいるのか、すぐに理解できた。この子のためだ。母親がストリッパーで父親がその劇場の支配人。友達には絶対言えない。でも彼女の笑顔と振る舞いには、そうした翳はみじんもない。普通の親の愛情に包まれて育っている娘さんと同じだった。でも彼女の内心はどうだったろう、これからの人生はどうだろうと考えてしまった。云々。

K君は、この話のあとでこう書いていました。

「あれから30年以上、いま彼女はどのようにしているだろうか。親を恨んだのか。幸せに暮らしているだろうか。被疑者に寄り添うとか、非行少年の親になったつもりでとか、立派なことを本には書いたが、自分は果たしてどこまでのことが出来ただろうかと思う。思い返しても答えはない。」

福祉の仕事をしてきた私に聞いてほしかったと、彼は書いていました。私とて答えはありません。K君と私は、学生の頃しばしば一緒に山登りに行った仲でした。手紙の最後には、その頃のいくつかの思い出が添えてありました。

古い友達の飾らない手紙は、どこまでも懐かしく、こころに沁みるばかりでした。

この二つの項目はすべて「○」であるところに注目!!

在留資格と各種サービス利用の可否一覧表		在留カード	マイナンバー	就労の可否	納税の義務	健康保険厚生年金	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療保険	雇用保険	国民年金	労働保険	生活保護	母子健康手帳	障害福祉サービス	障害者手帳	入院助産	子どもの予防接種	乳幼児医療費の助成	就学の可否
在留資格	職業の例																			
外交	外国政府の大使、公使とその家族	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
公用	大使館領事館等で働く職員とその家族	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
教授	大学教授	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
芸術	収入を伴う音楽家・芸術家・著述家	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
報道	外国の報道特派員・カメラマン	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
高度専門職	法務大臣が指定する機関の研究者、技術者、経営者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
経営・管理	企業の経営者、管理者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
法律・会計業務	弁護士・公認会計士	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
医療	医師、歯科医師、看護師などの医療有資格者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
研究	政府機関や企業の研究者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
教育	小・中・高校の語学講師	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
技術・人文知識・国際業務	システムエンジニア、通訳、デザイナー、語学講師など	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
介護	介護福祉士	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
興行	舞踊家、歌手、俳優、プロスポーツ選手など	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
技能	外国料理のシェフ、スポーツ指導者、パイロット	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
特定技能	介護、建設、造船、宿泊、農業、漁業、飲食品製造、会職業、自動車整備等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
技能実習	技能実習生*在留資格で認められた実習(就労)以外は不可	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×
文化活動	収入を伴わない学術・芸術活動、日本文化研究者	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
短期滞在	観光旅行者、家族訪問者、商用	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
留学	小中高校生、大学生、日本語学校生	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	○
研修	技能等を習得する研修生	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
家族滞在	在留資格を持つ外国人が扶養する配偶者、子	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	○
特定活動	ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△	○	×	○	△	△	○	△	△	△
特別永住者 (「特別永住者証明書」有)	日本国籍を離脱した日朝鮮人、韓国人、台湾人及びその子孫	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永住者	一定の要件(素行、資産、公益に適合)を満たし、永住許可を得た者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本人の配偶者	日本人の配偶者、子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永住者の配偶者等	永住者の配偶者、子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定住者 (日本に長期間滞在し、特定の理由によって在留資格を得ている外国人)	難民認定を受けた者、中国残留孤児と家族、日系人、定住者の配偶者、日本人の6歳未満の養子、日本人や永住者と結婚(入籍)後3年以上経過して離婚した者など	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
在留資格無し	一時庇護許可者 仮滞在許可者含む	×	△	×	○	×	△	△	△	△	×	○	×	○	×	×	○	△	△	△

\* 在留資格と関係なく労働者として勤めていた者は、労災保険適用。  
\* 「在留資格無し」の方々は、背景に様々な事情があり、サービスを現実として使えているかどうかは不明です。

日本の国籍を持たない  
在留外国人の暮らし  
彼らはどんな  
社会サービスを使えるのでしょうか?

少子高齢化が進み、人口減少と人手不足が深刻な状況になりつつある日本。政府は、今まで「発展途上国に技術を伝えることが目的」という建前で押し通してきた「外国人技能実習制度」を、「外国人材の確保と育成」を目的とした「育成就労制度」に移行する、としました。

特に、介護の現場では、外国人労働者なしでは成り立たなくなっており、海外で優秀な介護士を育成し、日本の自法人の介護現場で働いてもらうルートを作った法人もあります。

また今の年金制度を将来的にも維持していくためには、社会保険料を払い込んでくれる外国籍の人達の存在が不可欠になるとも言われています。

振り返って、からだねセンターでは、障がいを持つ方々の生活相談を受け、福祉のサービスにつなげていく仕事をしています。そしてここ数年の間に、外国籍の人達の相談を受ける機会が増えました。

そんななかで今後ますます、外国籍の人達を受け入れ、隣人として助け合って暮らしていくことが求められる社会に変化していくことでしょう。

彼らの暮らしは、日本の法律・制度・サービスの中で、どのように営まれているのでしょうか？ちょっとした知識を持つことで、彼らが困っているときに、小さなヘルプを出すことができるかもしれません。今回のからだね通信では、その第一歩として、在留外国人と社会サービスについて、表にまとめてみました。

**「外国人」の定義は？**  
日本では、日本の国籍を有しない人達のことを、「外国人」と呼びます。(入管法2条2項)

**では、「外国にルーツを持つ人」とは？**  
外国人だけでなく、日本国籍を持っていても、親が外国人である場合などで、日本人の一般的な生活や言語とは違う環境で暮らす人達のことを言います。この人達は、ヘルプが必要な場合が多いです。

**日本に滞在している外国人**  
1「在留カード」不要な人。「短期滞在ビザ(査証)」で、観光目的、親族訪問目的、商用目的で入国した人達。ビザ発行から最大90日間が滞在の限度です。海外の日本大使館・領事館が来日を認めます。外務省の管轄です。出入国管理局(入管)や法務省は関係しません。入国する際に空港で、パスポートに「短期滞在」のシールが貼られて「在留資格」になります。「在留カード」は発行されません。ただし、ビザ無しで入国できる「ビザ免除措置」のある国(その国との友好関係、その国の経済や治安の状況などにより判断されている)もあります。

2「在留カード」必要な人。在留資格によって、日本で暮らす人達。外務省だけでなく、出入国管理局(入管)や法務省もからんできます。

**【在留資格とは？】**  
大きく二つに分類されます。在留資格で認められている活動以外の活動(賃金の発生する活動)を行うことはできません。在留期間は、永住者以外は、それぞれの資格ごとに定められており、更新可能なものもあります。

①活動資格=活動目的によって分類されている在留資格。就労してもよい資格と、ダメな資格があります。  
②居住資格=身分や地位に着目した在留資格。就労できます。

今回、外国籍の人達の暮らしと立場や権利をまとめてみて気づいたのは、29種類もの在留資格表の「△」の多さです。個別の裁量で判断されるものが多すぎるのではないかと、明確な判断基準が、もう少しわかりやすくシンプルに示されていないと、曖昧な部分が入管担当者の胸算用で決まってしまう、不公平、不公正な人権問題が生まれるのではないかと。

たとえば長年、日本に住み続けているけれど、高齢になって在留資格の更新ができなくなってしまう身寄りのないお年寄りはどうするのか？日本ですべて暮らして来た子どもたちの在留資格はその子の親で決まってしまうのか？

日本の将来が、外国から来て、働いて、暮らしていく人たちがなしでは、成り立たないところまで来ているとしたら、「日本は在留外国人にとって生活環境や公共のサービス、将来的な展望が『見える化』された、安心して暮らせる国です」と、積極的な示しをいく必要があるのではないのでしょうか。マナー違反をしたり、犯罪に手を染める人たちは、日本人にも外国人にも必ず一定割合いると思います。だからこそ、より多くの「人として優れた人材」に日本という国に目を向けていただき、その「人達こそ『日本で働きたい』と思っただけでいいのです。

そのための第一歩として、まずは私達の方から、外国籍の人達を知る努力をしていく必要があるのではないのでしょうか。

もうひとつ、とても大切なことですが、「在留資格更新のお知らせ」は最近では、送られてこなくなつたとのこと。日本人の運転免許更新のように、お知らせは来ません。ですから、更新時期をカレンダーや手帳に書き込んで、忘れることがないように気をつけたいと、オーバーステイになつて国外退去ということもあり得ます。もしお近くに外国籍のお一人暮らしのお年寄りなどがおられたら、ぜひ、気をつけて声をかけてあげてください。

# 外国籍の方々の 支援をしよう

## 事業所の 職員さんから、 お話を聞きました。



**【お話を聞かせてくださった事業所】**  
社会福祉法人 京都地の塩会  
児童発達支援事業所 かばくんのいえ  
施設長 出村紫野舞さん  
主任 金秀蓮さん  
「児童発達支援」とは…  
発達に遅れや弱さを持つ、あるいはその疑いのある未就学児と保護者を支援する事業。日中、子どもさんを預かり、療育の支援を行います。

受け入れてもらえるお子さんの国籍はどですか？  
現在は中国、パキスタン、チニア、エジプトルーツのお子さんが増えてます。以前はフィリピンの子どももいました。保育園でも、外国籍の子の数は増えてきています。

保護者は、どういった理由で日本におられるのでしょうか？  
今、来ている外国籍の方は両親共に外国籍で、日本には仕事で来ておられます。

両親やお子さんとは、何語でコミュニケーションをとっていますか？  
日本生まれではないお子さんばかりで、家庭では母国語、よそでは英語+かたこと日本語を使っているようです。親御さんも日本語が堪能なわけではないので、私たちの日常のコミュニケーションは日本語の単語や公用語としての英語。ポケトーク(翻訳機)を使うこともあります。

若手スタッフと世代はどのくらい？  
やはり言葉の問題ですね。お子さんはそれなりに、徐々に日本語も獲得していくのですが…。親御さんとのコミュニケーションは主に英語でやり取りしていますが、制度説明や支援の内容、「かばくんのいえ」が支援の際に大切にしたい考えなどは、なかなか伝わらない難しさを感じることがあります。

かばくんの家で大切にしたい考え方は？  
その子のペースやその子の思い(選択)を大切にしながら関わっていくのが大事です。その子にとって「楽しい」と思っている「遊び」が成長につながり、その子自身が、自分の頭で考えたり心で感じたりすることにつながっていくと思っております。子どもには、一人ひとりと違う成長のペースがあり、その子の成長に合わせてゆっくりステップを踏んでいくことが大事です。長

ついています。また、クリスマスなどの行事には、ある宗教の方たちには受け入れられないものもありますので、お便りなどで早い目にお知らせするようにしています。外国籍の方が、日本文化になじんでいくこと、日本語になじんでいくことも、大切だと思いますが、私達もまた、その子、その親、その国の宗教、文化、生活習慣などの背景を知ろうとする姿勢、聞く姿勢を持つことが大事だと思います。

今後も含めて課題だと思ったりはありますか？  
ABA(※)等の活用も有効ですが、まずは、支援者が子どもどのように関わるかが大切です。

親の思いは汲みながらも、大人が子どものことを長い目で見続ける、取り組み続けること、その大切さを根気よく伝えていきたいです。  
・保育園や幼稚園にも様々なカラーがありますが、大人の提供するプログラムに当てはめようとする取り組み方には問題を感じます。他の児童発達支援事業所にも同様の問題を感じることがあります。パンフレットにある「学習」や「指導」という文言に「療育」との姿勢の違いを感じてしまいます。  
・「かばくんのいえ」では、「聞ける大人になる」「待てる大人になる」「愛せる大人になる」ことを職員と一緒に目指していきたいです。



※ ABA (Applied Behavior Analysis)  
II 応用行動分析。望ましい行動をすれば、その結果として褒美がもらえるなどのかわりを繰り返すことで、望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らす。発達に遅れのある子どもの早期療育、早期問題行動の除去に効果があるとされている。

い目で見れば、それがその子の能力を引き出すことにつながります。

そのような「かばくんのいえ」の考え方はとても大事だと思つてますが、言葉の壁があっても伝わりやすいようにしたいです。

細かいニュアンスが伝わりにくいです。「わかりました」と言っただけなのですが、「発達に遅れがあるかもしれない」からこそ、「今ほとんど働きかけをしていかないと、手遅れになる」という気持ちや「何が出来るようになってほしい」、「ここまで進んだ、ステップアップした」と目に見える結果を見せてほしいと思つ親御さんの気持ちも理解できます。それは日本人も他の国の親御さんも同じだと思います。学習ドリルやABA(※)をさせて、どんどんステップアップさせたいという親の願いとのギャップをどう埋めていけばいいのか、支援する者として悩みます。

そのような親御さんは「かばくんのいえ」の支援の姿勢(クロスステッ、個に合わせた支援)はぜひ感じられるようにしたいです。

目に見える結果を出してくれるタイプの児童発達支援事業所に複数通わせて、更に保育園にも通わせるようなご家庭もあり、子どもは本当に忙しいと思います。その子のペースで遊ぶ、楽しむ、安心して大人に甘えたり、自分のしたいことを主張して、それにじっくり取り組むといった経験が成長には欠かせないと思うのですが、「指導が中心」「プログラムにその子を当てはめる」ような関わりが多くなっているように感じ、危機感を覚えます。

大人の管理しやすい環境に、きちんと当てはまっていけるような子どもが、「正しく発達している」とみなされる療育、というのなら、何かちょっと違う気がしますが、社会の風潮と

今回は「かばくんのいえ」の出村さん、金さんに現場から見える外国ルーツのお子さん、その家族について現状と課題などをお聞きする機会を得ました。  
マイノリティーの置かれている現状や課題など特別な事情が多くあるのか？と想像していましたが、言語の壁はあるものの、決して特別な存在ではないし、福祉職としてのアプローチは何も変わらないのだと改めて感じる事ができました。

宗教や文化、生活習慣の違いは同じ日本人であっても、お互いに配慮し合う必要があることですので、違いを知ろうとする姿勢を持つことから全て始まるのではないのでしょうか？  
一方、効率や生産性が重視される時に、個性とは真逆の、人を仕組みやプログラムに当てはめようとする力、働きかけ中心になり、そこから外れる個当ではまれない個に対して「難しい子」「変わった子」「協調性がない」「わがまま」などのレッテルが貼られていく現代社会の風潮を残念に感じずにはいられません。

この風潮は、他の障害福祉サービスだけでなく、教育や社会の仕組みそのものにも言えることです。福祉制度においても数字(金額や人数など)による評価に偏ってしまっている危うさを感じます。  
その風潮に抗いながら、外国籍の子どもさんとそのご家族に関わり続けている事業所があることは、私たちの大きな希望です。

### お話を聞かせて

法人単位資金収支計算書

Table with columns: 勘定科目, 予算(A), 実績(B), 差異(A)-(B), 備考. Lists various financial items and their budget vs actual performance.

会計報告

法人単位事業活動計算書

Table with columns: 勘定科目, 当年度決算(A), 前年度決算(B), 増減(A)-(B). Details the results of business activities.

法人単位貸借対照表

Table with columns: 勘定科目, 当年度末, 前年度末, 増減. Shows the balance sheet for the legal entity.

もっと大きい字でご覧になれます。QRコードからホームページへお入りください



センター報告



主任 武山世里子 (精神保健福祉士・相談支援専門員)

からだねセンターは、障害のある方々が、自分の住む地域で、その暮らしを暮らしていくお手伝いをしています。ここ数年は、年間1万件を超える相談をお受けしています。ご本人からはもちろんのこと、ご家族、医療や福祉の関係者からの相談がほとんどですが、地域住民からの相談も増えています。今回は相談支援の現場から、「守秘義務」「個人情報の保護」についての「コマをみなさんとシェアさせていただきます。」

ワークス報告



主任 鍋島愛信 (精神保健福祉士・社会福祉士)

いつも、からだねワークスの動きにご理解、ご協力、また注目していただき有り難うございます。本日に蒸し暑く、気温の高い状況が続いていますが、みなさんお変わりございませんか？ 近年の気候の変化は本当に激しく、農作物や働く環境はもちろん、ありとあらゆるところに影響を及ぼしています。からだねワークスの就労支援事業でおこなっている仕事も、食材、皆様の家計も少なからず影響があることお察し致します。そんな中、「働き方」や「就職に至るプロセス」、「働く意識」あるいは「働く意味」も変わってきているのではないかと感じさせられている今日この頃です。特に、からだねワークスを含む就労支援事業所の在り方は私たち自身が今一度問い直さなければいけない課題だと思っています。

# 後援会にご協力を

「社会福祉法人ミッションからしだね」は、地域で暮らす障害者の福祉をはじめ、社会の様々な課題に積極的に取り組んで行こうとしています。後援会はこの働きを支えることを目的としています。ぜひご協力ください。

からしだねの機関誌の他、ブックカフェの情報、催し物のご案内などをお届けします。

## ご寄附者様

荒木 美紀子様	ヌヴェール愛徳修道会様
岩上 祝仁様	萩野 えり様
インマヌエル京都伏見教会様	藤田 明子様
株式会社ワイルドローパー様	藤田 恩様
岸川 萌木様	松盛 澄男様
北村 栄一様	ミッションからしだね後援会様
坂岡 恵様	南 桂様
京都信愛教会様	望月 良真様
武山 世子子様	森本 典子様
田村 久子様	山本 裕子様
中橋 哲也様	吉村 和記様
鍋島 愛信様	NPO法人CIFジャパン様
生川 鉄平様	株式会社Motion Info. 様
新山 和子様	

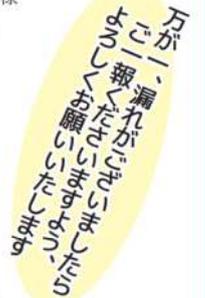
## 後援会ご協力者

赤澤 玲子様  
 小木曾 和夫様  
 加瀬 裕子様  
 兼松 哲夫様 好子様  
 岸川 萌木様  
 君塚 政子様  
 柴田 珠江様  
 小笹 明様  
 藤井 茂様 和子様  
 松井 孝典様  
 宮谷 博幸様  
 吉田 功様  
 前波 明子様

## CLCからしだね書店支援 ご協力者様

藤井 茂様 和子様  
 渡瀬 富美江様  
 前波 明子様

2023年12月11日  
 ~ 2024年06月22日



## 後援会入会・継続には、同封の振込用紙をご利用ください。

寄付金控除領収書をご希望の方は、振込用紙の通信欄に「寄付用領収書希望」とお書きください。

年会費 個人様 1口 3,000円  
 団体様 1口 10,000円

会費 郵便振替  
 振込先 口座番号 00970-2-222380

加入者名：社会福祉法人ミッションからしだね後援会

※既にお振込みいただいている  
 会員様は、お見逃しください※

## お知らせ

理事長の論文が学会誌に掲載されました。  
 人間が担う 苦しみの意味、人の尊厳と支援の本質について等、  
 実践をふまえた、スピリチュアルケアの視点からの考察です。  
 ぜひご一読ください。ご希望の方に無料でお送りします。  
 (残部が切れたらご容赦ください。)

『精神障害者福祉と責任 / 応答性 (responsibility) の人間論  
 —キリスト教スピリチュアルケアの視点から学びつつ—』  
 (坂岡隆司、日本キリスト教社会福祉学会  
 『キリスト教社会福祉学』56号・2024.Jan)

お名前とご住所、連絡先を記して、  
 メール又はファックスでCLCからしだね書店迄。  
 学会誌の抜刷をお送りします。

メール [clc@karashidane.or.jp](mailto:clc@karashidane.or.jp)  
 FAX 075-574-0025

## 助成金をいただきました



15年約10万kmに渡って便利に使わせていただいた  
 車両を更新するにあたり、MK タクシーなどを運営して  
 おられる MK ホールディングス様より京都府共同募金会様を  
 通じて新車購入費用の助成をいただきました。  
 故障の不安、修理の負担から解放され、安全装備も充実し  
 燃費も向上！ とても快適に安心して配達や訪問等に  
 毎日使わせていただいております。本当に有難うございました。

からしだね館のホームページにアクセス  
 み7ね



## 編集後記

◆今回のからしだね通信では、外国籍の人達が日本の制度の中で、どのような福祉、医療、教育などのサービスを使いながら、どのような制限の中で暮らしているのかを考えてみました。◆日本語が使えない人にとって、お隣りで暮らす日本語のわかる誰かさんのちょっとしたヘルプは、どんなに心強いことでしょうか。ちょっとしたヘルプを頼める人がいて、必要な窓口につないでくれる。それだけでいいのだと思います。◆お互いに言葉がわからなくても、辞書や翻訳アプリ等を駆使しながらコミュニケーションをとり、理解しきれないところはケンカしながらも許し合って暮らすことができる社会を作っていきたいものです。◆まずは私の隣で暮らす外国人の隣人になる。それはきっと、今この時も戦禍の中で悲しい思い、怖い思いをしている子どもたちの平和な未来につながっていると信じたいのです。

[M.S.]

次号は2024年12月の予定です!